

自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号）第5条及び第18条の規定に基づき、統合教育基準等に関する達を次のように定める。

平成23年9月9日

統合幕僚長 陸将 折木 良一

改正 平成30年3月19日 自衛隊統合達第2号

統合教育基準等に関する達

統合教育基準等に関する達（平成18年自衛隊統合達第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、統合教育基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統合教育 隊員に自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させることを目的として実施する教育をいう。
- (2) 統合教育基準 統合運用に関する知識及び技能を修得させるために必要な統合教育の教育課目及び教育時間の基準をいう。
- (3) 各幹部等の課程 自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号。以下この条において「訓令」という。）第5条第1項に規定する課程をいう。
- (4) 対象課程 統合教育基準を適用して教育を実施する各幹部等の課程をいう。
- (5) 講習 訓令第7条に規定する講習をいう。
- (6) 合同統合教育 訓令第5条第2項に規定する統合教育であって、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）の課程における学生を合同して統合幕僚学校（以下「統幕学校」という。）が担任し、実施する教育をいう。

(7) 共通教育 統合教育のうち、各自衛隊に関する知識及び技能を修得させるための教育に共通して必要な教育をいう。

(区分)

第3条 幹部自衛官の教育終了後に期待される職務に応じ、各幹部等の課程における統合教育を次のとおり区分する。

- (1) 第Ⅰ区分 曹長（幹部候補生）たる自衛官を対象とする。
- (2) 第Ⅱ区分 1尉たる自衛官を対象とする。
- (3) 第Ⅲ区分 2佐及び3佐たる自衛官を対象とする。
- (4) 第Ⅳ区分 1佐以上たる自衛官を対象とする。

(統合教育の対象課程)

第4条 前条に定める区分の対象課程（国際平和協力上級及び中級課程は除く。）

は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第Ⅰ区分 各自衛隊の一般幹部候補生課程及び飛行幹部候補生課程
- (2) 第Ⅱ区分 陸上自衛隊幹部上級課程、海上自衛隊幹部中級課程及び航空自衛隊幹部普通課程
- (3) 第Ⅲ区分 各自衛隊の指揮幕僚課程及び海上自衛隊幹部専攻科課程
- (4) 第Ⅳ区分 各自衛隊の幹部高級課程、統合高級課程、統合短期課程及び特別課程

(講習の設置)

第5条 統幕学校に国際平和協力基礎講習を置く。

(統合教育目標等)

第6条 各幹部等の課程及び講習の統合教育目標等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 国際平和協力上級課程及び国際平和協力中級課程の統合教育目標等は、別表第3のとおりとする。

(統合教育基準)

第7条 各幹部等の課程及び講習の統合教育基準は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

- 2 国際平和協力上級課程及び国際平和協力中級課程の統合教育基準は、別表第6のとおりとする。

- 3 統合教育基準は、必要に応じ見直すものとする。

(統幕学校以外の対象課程における統合教育の課目の基準)

第8条 統幕学校以外の対象課程における統合教育の課目の基準は、別表第7のとおりとする。

(合同統合教育)

第9条 合同統合教育の教育基準等については、統合幕僚学校長（以下「統幕学校長」という。）が陸上自衛隊教育訓練研究本部長、海上自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊幹部学校長（以下「各幹部学校等の長」という。）と調整して定めるものとする。

2 各自衛隊の指揮幕僚課程及び海上自衛隊幹部専攻科課程については、別表第4で示す中課目から、「防衛法制」、「自衛隊の編成・運用」及び「陸上・海上・航空戦略」を除き、合同統合教育として実施する。

3 各自衛隊の幹部高級課程における別表第4の第Ⅳ区分に示す共通教育の課目は、合同統合教育として実施する。

(意見の提出)

第10条 統幕学校長及び各幹部学校等の長は、順序を経て、統合教育に関する意見を提出することができる。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、統幕学校長が定める。

附 則

この達は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日自衛隊統合達第2号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	階級	統合教育の目的	統合教育目標
I	曹長 (幹部候補生)	初級幹部として必要な統合運用の基礎的知識を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合運用一般及び他自衛隊の編成・組織に関する基礎的知識の修得 2 統合スピリットの醸成
II	1尉	中級幹部として必要な統合運用の基礎的知識を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合作戦運用、他自衛隊の作戦運用及び能力に関する知識の修得 2 統合スピリットの保持
III	2佐 3佐	統合幕僚監部及び主要部隊司令部の幕僚として必要な統合運用の知識及び技能を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合作戦全般及び各自衛隊の運用に関する知識及び技能並びに米軍の作戦運用に関する知識の修得 2 高邁な統合スピリットの保持
IV	1佐以上	統合幕僚監部及び主要部隊の指揮官及び高級幕僚として必要な統合運用の知識及び技能を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛戦略全般に関する高度な知識及び技能の修得 2 統合作戦全般及び各自衛隊の運用に関する高度な知識及び技能の修得 3 透徹した統合スピリットの保持

別表第2（第6条関係）

講習における統合教育目標等

講習名	統合教育の目的	統合教育目標
国際平和協力基礎講習	国際平和協力活動等に関する知識の普及に資する。	1 国際平和協力活動等に関する基礎的知識の修得 2 国際平和協力活動等に係る自衛隊の運用に関する基礎的知識の修得

別表第3（第6条関係）

国際平和協力上級課程及び国際平和協力中級課程における統合教育目標等

課程名	統合教育の目的	統合教育目標
国際平和協力上級課程	国際平和協力活動等の職務に従事する上級部隊指揮官又は上級幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する知識の修得 2 国際平和協力活動等に係る自衛隊の運用に関する高度な知識及び技能の修得
国際平和協力中級課程	国際平和協力活動等の職務に従事する幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する知識の修得 2 国際平和協力活動等に係る自衛隊の運用に関する知識及び技能の修得

別表第4（第7条関係）

各幹部等の課程の統合教育の区分における統合教育基準

		第I区分		第II区分		第III区分		第IV区分		合 計		第IV区分				
		曹長 (幹部候補生)		1尉		2佐、3佐		1佐以上				1佐、2佐 (統合短期課程)		将補、1佐 (特別課程)		
大 課 目	中 課 目	時間	課目計	時間	課目計	時間	課目計	時間	課目計	中課目	大課目	時間	課目計	時間	課目計	
共通教育	防衛学一般			8	8	14	14	25	25	47	47	8	8			
	安全保障戦略	安全保障戦略基礎							29		29				8	
		国内情勢							29		29					
		国際情勢							33		33					
		科学技術		7		14		30	18	175	18	226		12		10
		各国の軍事情勢	1		2				20		23		6			
		主要国の軍事戦略							16		16				2	
	自衛隊の編成・運用	6		12		30		30		78		6				
小 計			7		22		44		200		273		20		10	
統合教育（共通教育を除く）	軍事（防衛）戦略	統・連合概論	3							3						
		統合基礎							2	2	4	2	2			
		統幕の編成、組織							4		4				2	
		その他							6		6				2	10
		統合戦略		3		0	20		6	158	10	181	4	8		
		陸上・海上・航空戦略							6		12				6	
		防衛戦略研究							120		120					
	統・連合戦史						8	20		28		2				
	統合運用等	統合運用基礎	2		2		4		4		12		2		2	
		統合諸作戦			14		74		62		150		26		12	
		日米共同	2	4	4	20	8	148	4	354	18	526	4	104	2	78
統合運用研究						60		240		300		72		60		
その他						2		44		46				2		
研 修									176		176				24	
小 計			7		20		168		688		883		112		112	
合 計			14		42		212		888		1,156		132		122	

別表第5（第7条関係）

講習における統合教育基準

講習名	課 目	時 間
国際平和協力基礎講習	国際平和協力活動等基礎	40
	国際平和協力活動等における自衛隊の運用等	

別表第6（第7条関係）

国際平和協力上級課程及び国際平和協力中級課程における統合教育基準

講習名	課 目	時 間	
国際平和協力上級課程	国際平和協力活動等基礎	20	120
	国際平和協力活動等における統率	80	
	国際平和協力活動等における自衛隊の運用等	20	
国際平和協力中級課程	国際平和協力活動等基礎	20	145
	国際平和協力活動等における幕僚業務	105	
	国際平和協力活動等における自衛隊の運用等	20	

別表第7(第8条関係)

統幕学校以外の対象課程における統合教育の課目の基準

1 各自衛隊の一般幹部候補生及び飛行幹部候補生

課目	内容
安全保障戦略	1 統合軍の国防機構の概要を理解させる。 2 各自衛隊の組織、編成の基礎的事項を理解させる。
軍事(防衛)戦略	統(連)合概論の基礎的事項を理解させる。
統合運用等	日米安全保障体制の概要を理解させる。

2 陸上自衛隊幹部上級課程、海上自衛隊幹部中級課程及び航空自衛隊幹部普通課程

課目	内容
防衛学一般	国際法規、戦争法規及び防衛関係法規の概要を理解させる。
安全保障戦略	1 米軍の統合ドクトリンの概要を理解させる。 2 各自衛隊の組織、機能及び運用の概要を理解させる。
統合運用等	1 自衛隊の統合運用における基礎的事項及び各種作戦の概要を理解させる。 2 在日米軍及び日米共同訓練の現状を理解させる。

3 各自衛隊の指揮幕僚課程及び海上自衛隊幹部専攻科課程

課目	内容
防衛学一般	国際法規、戦争法規及び防衛関係法規の概要について理解させる。
安全保障戦略	各自衛隊の組織、機能及び運用の特性について理解させる。
軍事(防衛)戦略	陸・海・空の防衛力の概要、各自衛隊の運用構想及び防衛力の整備構想について理解させる。